

証券コード：3900
2021年12月6日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿4-20-3
株式会社クラウドワークス
代表取締役社長 吉田 浩一郎

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、ご健康状態によらず、当日の会場へのご来場をお控えいただくとともに、同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年12月21日（火曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月22日（水曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1-20-8 エビススバルビル
EVENT SPACE EBiS303 カンファレンススペースB、C 5階
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会目的事項

報告事項	第10期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件
	第2号議案 監査役3名選任の件
	第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

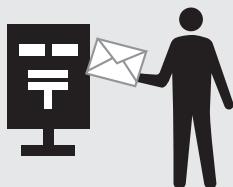
以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議案につきまして賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加え、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎ 第10期定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://crowdworks.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。従って、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部です。
- ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://crowdworks.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 本総会においては、おみやげ並びにお飲み物の配布及び懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

27ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2021年12月21日(火曜日)
午後7時到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2021年12月21日(火曜日)
午後7時まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年12月22日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書紙副票（右側）

お手持のスマートフォンにて、同封の議決権行使書紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2.以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

① ご注意

- ・ 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

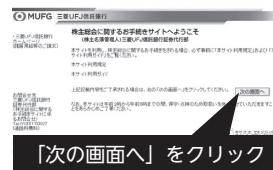
議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

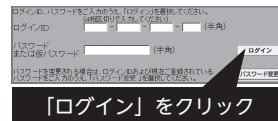
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

～ご来場される株主様へのお願い～

・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らして運営を行います。そのため、ご来場可能な株主様の定員は先着20名様までとさせていただきます。定員を超える場合、ご来場をお断りさせていただく場合がございますことを予めご了承ください。

・ご来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクの着用にご協力いただけない場合、ご入場をお断りさせていただく場合がございますことを予めご了承ください。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国して14日間が経過していない方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。なお、海外から帰国して14日間が経過していない株主様は受付にてお申し出いただきますようお願い申し上げます。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

・本総会においては、おみやげ並びにお飲み物の配布及び懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を大幅に短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）を簡潔に行わせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記内容を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみをしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

～株主総会動画ライブ配信のご案内～

当日、本株主総会にご出席いただけない株主様のために、本株主総会の様子は、ウェブ会議システムZoomビデオウェビナーを利用してライブ配信を行う予定です。ご視聴を希望される株主様は、下記の手順に従い、ご視聴ください。

■事前のご準備

・ご視聴いただくには、事前のご登録が必要となります。事前の登録方法につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載いたします。記載内容にしがたい登録をお願いいたします。
https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/

・下記URLより、ご利用になる端末に合わせたZoomのアプリケーションをインストールしてください。
<https://zoom.us/>

・インストール方法を含む事前のご準備の方法についてのご質問にはお答えしかねますのでご了承ください。

■当日の視聴方法

・インターネットブラウザをご用意いただき、前掲のご準備で受信された電子メールに記載されているリンクにアクセスしてください。

公開日時：2021年12月22日（水曜日）午前9時30分

・詳細な視聴方法及び視聴時の注意事項につきましては、前掲の当社ウェブサイトをご確認ください。

【インターネット参加における注意事項】

・インターネット参加によりライブ中継をご覧になることは会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。インターネット参加される株主様は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をお願いいたします。

・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、速度接続等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。

・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

・今後の状況により、ライブ配信できなくなる可能性がございます。配信可否や状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 会社の概況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は『世界で最もたくさんの人に報酬を届ける会社になる』というビジョンを掲げ、創業以来、インターネットを活用して個人が報酬を得るための仕組みであるクラウドソーシングを中心としたオンライン人材マッチング事業を推進しております。当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が再発令され厳しい経済環境が続いておりますが、このような状況の中、政府の掲げる「一億総活躍社会実現」における最大のテーマ「働き方改革」に沿って、潜在労働力となっている女性やシニア、障がい者などの活躍の機会拡大、会社員の副業・兼業など、企業に勤める以外の働く選択肢が広がり、個人の働き方への価値観は多様化しつつあります。また、2019年4月より「働き方改革関連法」が順次施行され、2020年4月には「同一労働同一賃金」の施行、2021年4月の「高齢者雇用安定法」の改正による70歳までの雇用延長など、従来の雇用制度を見直す動きが広がっております。

こうした流れを受け、従来の枠にとらわれない形で人材獲得を進めたい企業が増加しているほか、日本を代表する大企業も自社の従業員の収入増加、モチベーションの向上、優秀な人材の確保・定着などを目的として、従業員の副業・兼業を容認する動きが広がっております。また、社会全体でデジタルシフトが加速するなど、新しい働き方・新しい生活様式（ニューノーマル）に対応していく動きも広がっており、企業活動のデジタル化やEC化、それに伴う外部の専門人材（フリーランス・副業者・兼業者）の受け入れ拡大、インターネットを介して働くクラウドワーカーの活用など、人材調達に関する企業ニーズが変化しはじめております。こうした動きは当社を取り巻く市場にとって追い風であり、2021年9月末時点で登録ワーカー数は470万人（前事業年度+59.4万人）、登録クライアント数は76万社（前事業年度+9万社）となりました。

このような環境のもと、当社はコア事業であるマッチング事業への投資を集中する方針を定め、成長率増加と生産性向上の両輪により収益性の増加を図ってまいりました。その結果、当事業年度においては、マッチング事業の流通取引総額、売上高、売上総利益の全指標が業績予想を達成したことに加え、生産性向上の取り組みが進展したことにより営業黒字を実現いたしました。エンジニア・デザイナー等の専門人材を求める企業からの需要は引き続き高く、インターネットを介しての外部専門人材やクラウドワーカーの活用は今後も増加が

見込まれます。また、コロナ禍において多くの企業でテレワークの導入が進み、業務やマーケティングのデジタル化が進んだことから、オンライン事務アシスタントの需要増加やエンジニア・デザイナーを中心とした高単価×高継続のハイエンド人材マッチングが好調であります。

ビジネス向けSaaS事業においては、フリーランスや社内人材の業務管理を効率的に行うSaaSサービスとして提供しているクラウドログの導入社数が順調に伸長しており、引き続き先行投資を行っていく予定です。

以上の結果、当事業年度の当社の業績は、売上高7,769,472千円（前年同期比42.3%増）、営業利益は575,194千円（前年同期は営業損失364,235千円）、経常利益は645,191千円（前年同期は経常損失331,383千円）、当期純利益は622,421千円（前年同期は当期純損失105,172千円）となりました。

当事業年度より非連結決算に移行したことから、前事業年度のセグメント情報については記載しておりません。

セグメント業績については、次のとおりであります。

(i) マッチング事業

当事業年度のマッチング事業においては、選択と集中によるマッチング事業への投資継続と生産性向上プロジェクトの実施により、総契約額・売上高・売上総利益は業績予想を達成いたしました。販売費及び一般管理費については、WEB広告への投資を継続的に実施したほか、人員を増加し営業体制を強化しながらも生産性向上に取り組み、業績予想を超える営業利益を計上いたしました。

この結果、売上高は7,649,817千円、セグメント利益は773,895千円となりました。

(ii) ビジネス向けSaaS事業

当事業年度のビジネス向けSaaS事業においては、企業向けの業務管理ツールの導入が過去最高を記録し順調に顧客数を拡大しております。大手企業クライアントの開拓や企業との協業による拡販、単価の向上に取り組んだほか、さらなる成長拡大に向けたマーケティング及び新機能開発やサービス改善のための先行投資を実施いたしました。このため売上高は119,406千円となり、セグメント損失は166,388千円となりました。

事業報告

②設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は18,597千円であります。その主な内容は事業所設備等であります。これらの設備投資は、全社共通のものとなります。

③資金調達の状況

該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第7期 (2018年9月期)	第8期 (2019年9月期)	第9期 (2020年9月期)	第10期 (当事業年度) (2021年9月期)
売上高 (千円)	3,536,631	4,669,344	5,458,279	7,769,472
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△72,925	119,337	△331,383	645,191
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△63,982	△98,925	△105,172	622,421
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△4.59	△6.69	△6.91	40.84
総資産 (千円)	4,389,855	5,075,646	5,038,643	6,201,268
純資産 (千円)	2,139,848	3,235,479	3,153,276	3,794,564
1株当たり純資産額 (円)	149.41	212.56	207.09	247.53

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第8期の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の第7期末の数値で比較を行っております。
2. 当事業年度から事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの4期分を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

当社は、2021年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であった株式会社ビズアシ及び株式会社gravieeを吸収合併したため、当事業年度末に該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社は、コア事業であるマッチング事業に投資を集中することで「個のためのインフラ」を創造し、少子高齢化による構造的な労働力不足や女性の継続的なキャリア形成など日本が抱える社会課題を解決しながら、『世界で最もたくさんの人に報酬を届ける会社になる』というビジョンの実現を目指してまいります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会・経済環境は厳しい状況が続いておりますが、当社は事業成長を継続しながら生産性を向上させ、さらなる増収増益を図ることが重要と捉えております。マッチング事業を展開する

企業の買収を含めた事業拡大に注力し、事業基盤の強化と企業価値の向上に取り組んでまいります。

上記経営方針に伴い、当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(i) 売上成長と利益創出の両立

当社は売上成長と利益創出の両立について対処すべき課題と捉えております。2020年9月期に生産性向上ポリシーの作成と販管費の見直しを行った結果、2021年9月期には売上成長と利益化が大きく進展いたしました。生産性向上3ヵ年計画最終年度の2022年9月期は、組織の生産性をより高めながらマッチング事業への投資と新規領域の拡大に取り組み、さらなる増収増益を目指してまいります。

(ii) マッチング事業への投資と発注単価の向上

当社は持続的な成長の実現には発注社数と発注単価の向上を図ることが重要と捉えております。このため、事業成長により生み出す売上総利益を原資としてマッチング事業の成長に投資を集中する方針です。

特に、登録クライアントや登録ワーカーといったプラットフォーム資産を有効活用することで流通取引総額の最大化を図りながら、エンジニアなどのハイクラス人材領域や事務・アシスタント領域のマッチングについてサポートを強化することにより、契約の高単価化および契約継続率の向上を目指します。広告投資についても、事業により生み出す利益の範囲内でWEB広告を中心とする効率的な投資に集中してまいります。

(iii) 新規領域における事業の開発と拡大

当社は将来のさらなる成長のため、新規領域でのサービス開発と継続投資が不可欠であると考えております。具体的には、マッチング事業とシナジーのある周辺領域や今後拡大余地のある人材周辺市場で、企業買収を含めた事業の開発と拡大を目指しております。新規領域として投資している副業人材を企業とマッチングさせるサービスや、ビジネス向けSaaS事業の企業向け業務管理サービスについては、既存のマッチング事業で生み出した利益の中から再投資を行い、全社増収増益の達成と持続的な成長投資の両立を図ってまいります。

事業報告

(5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

事業区分	事業内容
マッチング事業	クラウドソーシングサービスの運営
ビジネス向けSaaS事業	企業向け業務管理ツールの提供

(6) 主要な営業所 (2021年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都渋谷区
不動前営業所	東京都品川区
大阪営業所	大阪府大阪市
福岡営業所	福岡県福岡市

(7) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

従業員数	前期末比増減
189名	27名増

- (注) 1. 上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員数（アルバイト・パートタイマー・派遣社員）を含んでおりません。
2. 前事業年度までは連結での従業員の状況で記載しておりましたが、当事業年度より非連結決算に移行したことから単体の従業員の状況を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借入先	借入残高
楽天銀行株式会社	100,000千円

(9) その他会社の概況に関する重要な事項 (2021年9月30日現在)

該当事項はございません。

2.株式に関する事項 (2021年9月30日現在)

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 15,255,160株 |
| (3) 株主数 | 3,930名 |
| (4) 大株主の状況 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
	株	%
吉田 浩一郎	3,738,840	24.50
株式会社サイバーエージェント	1,514,100	9.92
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	1,180,500	7.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,101,000	7.21
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	1,071,500	7.02
THE BANK OF NEW YORK 133652	510,500	3.34
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	476,700	3.12
住友生命保険相互会社	408,100	2.67
野村 真一	305,000	1.99
楽天証券株式会社	286,800	1.88

(注) 持株比率は、自己株式 (86株) を控除して計算しております。

3.新株予約権等の状況 (2021年9月30日現在)

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第2回新株予約権
発行決議日	2014年2月24日
付与日	2014年4月15日
新株予約権の数	14,000個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	140,000株
新株予約権の払込価額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使価額	1株当たり180円
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2023年12月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 3
保有人数	2名

- (注) 1. 当社取締役には、社外取締役は含みません。
2. 当社では2014年9月12日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、第2回新株予約権の目的となる株式の数が25,000株から250,000株に、行使価額が1,800円から180円に、それぞれ変更になっております。
3. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければ、新株予約権を行使できないものとする。
 - ②本新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された後12か月が経過するまでは本新株予約権を行使できないものとする。
 - ④その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況

2021年8月20日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第10回新株予約権
発行決議日	2021年8月20日
付与日	2021年9月6日
新株予約権の数	203個

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	20,300株
新株予約権の払込価額	新株予約権と引き換えに 払込は要しない (注) 1
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2031年9月5日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
交付者数	25名

- (注) 1. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとします。
2. 本新株予約権の行使条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者は、2021年10月1日から付与された新株予約権の50%を上限に行使することができる。また、2023年10月1日以降は付与された全ての新株予約権を行使することができる。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (i)禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii)甲又は甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (iii)甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (iv)甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (v)死亡した場合
 - (vi)甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

4.会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2021年9月30日現在)

氏名	会社における地位		担当及び重要な兼職の様況
吉田 浩一郎	代表取締役社長		CEO 株式会社ZOOEE 代表取締役社長
大類 光一	取締役		
野村 真一	取締役		
月井 貴紹	取締役		
成田 修造 (戸籍名：玉谷修造)	取締役		CINO 株式会社OPSION 取締役
田中 優子 (戸籍名：小林優子)	取締役		株式会社スペースマーケット 社外取締役 (監査等委員) 株式会社サーバーワークス 社外取締役 (監査等委員)
竹谷 祐哉	取締役	社外	株式会社Gunosy 代表取締役社長
上山 亨	取締役	社外	カケルパートナーズ合同会社 代表社員 HEROZ株式会社 取締役 (監査等委員) ビープラッツ株式会社 社外取締役 株式会社いつも 取締役 (監査等委員)
増山 雅美	取締役	社外	株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外取締役
向井 博	常勤監査役	社外	LeapMind株式会社 社外取締役
江原 準一	監査役	社外	株式会社リブセンス 監査役 スローガン株式会社 社外監査役
池田 康太郎	監査役	社外	新日本パートナーズ法律事務所 事務所代表

- (注) 1. 取締役竹谷祐哉氏、上山亨氏及び増山雅美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役竹谷祐哉氏、上山亨氏、増山雅美氏、社外監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外監査役江原準一氏は、会計事務所での勤務及び長年に渡り経理・財務業務に携わってきた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外監査役池田康太郎氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した取締役及び監査役はございません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるように設計するものとし、業務執行取締役及び社外取締役共に固定報酬のみの構成とする。もっとも、今後企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系の構築を検討するものとする。なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2019年12月20日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬（募集株式及び募集新株予約権等を含む金銭以外のもの）等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

該当事項はございません。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項はございません。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については代表取締役社長がその具体的内容について事前に社外取締役と協議の上、取締役会へ個別の報酬額を提案し、具体的な各取締役の個別の報

報酬額は取締役会決議によって、決定するものとする。

6. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、上記5. 記載の通り、代表取締役社長がその具体的内容について公平性を確保するため、事前に社外取締役と協議の上、取締役会へ個別の報酬額を提案し、具体的な各取締役の個別の報酬額は取締役会に内申し、取締役会が当該内申を尊重して、決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	95,400 (10,800)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合計 (うち社外役員)	12 (6)	106,200 (21,600)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第8期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200,000千円以内(うち社外取締役分は年額30,000千円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年12月25日開催の第3期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額50,000千円と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。
4. 当事業年度において、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職先の法人等	兼職の内容
社外取締役	竹谷 祐哉	株式会社Gunosy	代表取締役社長
社外取締役	上山 亨	カケルパートナーズ合同会社 HEROZ株式会社 ビーブラッツ株式会社 株式会社いつも	代表社員 取締役 (監査等委員) 社外取締役 取締役 (監査等委員)
社外取締役	増山 雅美	株式会社ハイブリッドテクノロジーズ	社外取締役
社外監査役	向井 博	LeapMind株式会社	社外取締役
社外監査役	江原 準一	株式会社リブセンス スローガン株式会社	監査役 社外監査役
社外監査役	池田 康太郎	新日本パートナーズ法律事務所	事務所代表

- (注) 株式会社Gunosy、カケルパートナーズ合同会社、HEROZ株式会社、ビーブラッツ株式会社、株式会社いつも、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ、LeapMind株式会社、株式会社リブセンス、スローガン株式会社及び新日本パートナーズ法律事務所との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	竹谷 祐哉	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席いたしました。出席した取締役会では、上場企業における事業経営者としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	上山 亨	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席いたしました。証券会社及び複数の事業会社における役員としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	増山 雅美	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席、上場企業の管理部門及び監査役としての豊富な経験から、助言・提言を行うほか、経営会議等の社内会議にも積極的に参加し、業務執行又は意思決定の透明性と客観性を担保し、健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外監査役	向井 博	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席、監査役会14回中14回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。
社外監査役	江原 準一	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席、監査役会14回中14回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。
社外監査役	池田 康太郎	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席、監査役会14回中14回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項及び第41条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役です。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

5.会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	35,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

I.業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、取締役を責任者として高い倫理観とコンプライアンス精神浸透のための社員教育を実施し、法令等遵守体制の充実に努めております。
- ②内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室が内部監査業務を実施しており、当社取締役及び使用人による職務の執行の手続き等の妥当性を適切に監査し、法令等遵守体制の強化に寄与しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は取締役をリスク管理担当者とし、経営会議構成メンバー、内部監査室、コンプライアンス委員会と情報共有を行うことでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ②取締役及び執行役員、事業部長による経営会議を毎週1回開催し、取締役会で決定された予算や戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況について議論し、意思決定を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、当社の内部監査室に監査業務に必要な事項を指示することができる体制、及び命令を受けた職員がその命令に関して、取締役からの指揮命令を受けない体制を整備しております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備しております。また、取締役及び使用人は、監査役より情報の提供を求められた際は、業務執行等の情報を遅延なく報告する体制を整備しております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役との間で定期的に意見交換を行い、監査役監査に必要なかつ適切な環境を整備しております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。
- ②反社会的勢力に対しては警察、弁護士等の外部機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,707,154	流動負債	2,375,954
現金及び預金	4,219,115	短期借入金	100,000
売掛金	733,569	未払金	671,216
未収入金	717,996	未払費用	126,585
営業投資有価証券	27,531	未払法人税等	100,372
その他	31,788	預り金	1,119,373
貸倒引当金	△22,847	前受金	165,689
固定資産	494,114	資産除去債務	5,540
有形固定資産	70,906	その他	87,175
建物	55,792	固定負債	30,750
工具、器具及び備品	15,114	資産除去債務	30,750
無形固定資産	34,345	負債合計	2,406,704
ソフトウェア	30,042	(純資産の部)	
のれん	4,303	株主資本	3,759,695
投資その他の資産	388,861	資本金	2,691,267
関係会社株式	75,986	資本剰余金	2,649,267
繰延税金資産	112,527	資本準備金	2,649,267
その他	205,350	利益剰余金	△1,580,717
貸倒引当金	△5,002	その他利益剰余金	△1,580,717
		繰越利益剰余金	△1,580,717
		自己株式	△120
		評価・換算差額等	16,408
		その他有価証券評価差額金	16,408
		新株予約権	18,459
資産合計	6,201,268	純資産合計	3,794,564
		負債・純資産合計	6,201,268

損益計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	7,769,472
売上原価	4,285,018
売上総利益	3,484,454
販売費及び一般管理費	2,909,260
営業利益	575,194
営業外収益	74,782
預り金失効益	45,118
解約違約金収入	8,600
その他	21,063
営業外費用	4,784
支払利息	772
出資金運用損	3,963
その他	48
経常利益	645,191
特別利益	15,593
抱合せ株式消滅差益	15,593
特別損失	22,011
抱合せ株式消滅差損	22,011
税引前当期純利益	638,773
法人税等合計	16,352
法人税、住民税及び事業税	103,351
法人税等調整額	△86,999
当期純利益	622,421

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラウドワークスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月24日

株式会社クラウドワークス監査役会

常勤監査役（社外監査役）	向	井	博	Ⓔ	
社外監査役	江	原	準	一	Ⓔ
社外監査役	池	田	康太郎	Ⓔ	

以上

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の9名の取締役（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 よしだこういちろう 吉田浩一郎 (1974年11月16日生)	1999年3月 東京学芸大学教育学部卒業 1999年4月 パイオニア株式会社入社 2001年1月 リードエグジビションジャパン株式会社入社 2005年2月 株式会社ドリコム入社 2007年10月 株式会社ZOOEE設立 代表取締役社長（現任） 2011年11月 当社設立 代表取締役社長兼CEO（現任） 2018年3月 株式会社電縁 取締役	3,738,840株
2	再任 おおるいこういち 大類光一 (1979年4月18日生)	2002年3月 関西学院大学経済学部卒業 2002年4月 日本電気株式会社入社 2006年12月 株式会社リクルート入社 2015年4月 当社 入社 2017年4月 当社 執行役員兼ビジネスディベロプメント Div.ゼネラルマネージャー 2018年8月 株式会社電縁 取締役 2018年12月 当社 取締役（現任） 2020年8月 株式会社graviee 代表取締役	16,400株
3	再任 のむらしんいち 野村真一 (1979年5月11日生)	2002年3月 慶應義塾大学総合政策学部卒業 2002年4月 エンサイト株式会社入社 2010年2月 株式会社一騎設立 代表取締役社長 2011年11月 当社設立 取締役（現任）	305,000株

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	再任 <small>つきいたかつく</small> 月井貴紹 (1975年1月11日生)	1999年3月 会津大学大学院コンピューター理工学研究科 修士課程修了 1999年4月 株式会社日立テレコムテクノロジー (現 株 株式会社日立製作所) 入社 2000年11月 株式会社エムティーアイ入社 2002年6月 日本エンタープライズ株式会社入社 2013年4月 株式会社andOne 取締役 2013年6月 株式会社フォー・クオリア 取締役 2014年11月 株式会社社会津ラボ 取締役 2014年12月 日本エンタープライズ株式会社 執行役員 2015年7月 株式会社プロモート 取締役 2017年3月 交通情報サービス株式会社 取締役 2018年2月 当社入社 2019年5月 当社 執行役員 2019年11月 株式会社ブレンパートナー 監査役 2019年11月 株式会社graviee 監査役 2019年11月 株式会社ビズアシ 監査役 2020年12月 当社 取締役 (現任) 2021年10月 コデアル株式会社 取締役 (現任)	600 株
5	再任 <small>なりたしゅうぞう</small> 成田修造 <small>たまやしゅうぞう</small> (戸籍名：玉合修造) (1989年7月3日生)	2010年3月 株式会社パテントビューロ入社 2011年9月 株式会社アトコレ設立 代表取締役 2012年12月 当社入社 執行役員 2013年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 2014年8月 当社 取締役COO 2015年4月 当社 取締役副社長兼COO 2018年7月 株式会社クラウドマネー 代表取締役社長 2020年10月 当社 取締役兼CINO (現任) 2020年10月 株式会社OPSION 取締役 (現任) 2021年10月 コデアル株式会社 取締役 (現任)	115,000 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<p>再任</p> <p>たなかゆうこ 田中優子</p> <p>(戸籍名：小林優子) (1975年5月31日生)</p>	<p>1999年3月 東京大学法学部卒業</p> <p>1999年4月 トヨタ自動車株式会社入社</p> <p>2003年4月 A.T.カーニー株式会社入社</p> <p>2006年2月 ジュピターショップチャンネル株式会社入社</p> <p>2011年7月 A.T.カーニー株式会社入社</p> <p>2014年4月 当社入社 執行役員</p> <p>2018年4月 株式会社スペースマーケット 社外監査役</p> <p>2019年12月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2021年3月 株式会社スペースマーケット 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2021年5月 株式会社サーバーワークス 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2021年10月 コデアル株式会社 監査役 (現任)</p>	60,000株
7	<p>再任 独立</p> <p>たけたにゆうや 竹谷祐哉</p> <p>(1989年3月4日生)</p>	<p>2011年3月 早稲田大学創造理工学部卒業</p> <p>2011年4月 グリー株式会社入社</p> <p>2013年1月 株式会社Gunosy入社</p> <p>2013年8月 同社 取締役</p> <p>2016年8月 同社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2018年12月 当社 社外取締役 (現任)</p>	なし
8	<p>再任 独立</p> <p>ますやまみさみ 増山雅美</p> <p>(1949年6月1日生)</p>	<p>1974年3月 早稲田大学大学院理工学研究科 修士課程修了</p> <p>1974年4月 株式会社第二精工舎 (現セイコーインスツル株式会社) 入社</p> <p>2003年3月 同社 EDA事業部長</p> <p>2004年2月 株式会社ジーダット入社</p> <p>2005年6月 同社 取締役、経営企画室長</p> <p>2013年3月 株式会社ネットマーケティング入社</p> <p>2013年6月 同社 執行役員、管理本部長</p> <p>2017年9月 同社 監査役</p> <p>2019年5月 同社 非常勤監査役</p> <p>2019年10月 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外取締役 (現任)</p> <p>2019年12月 当社 取締役 (現任)</p>	なし

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	新任 独立 <small>いなみたけし</small> 新浪剛史 (1959年1月30日生)	1981年 4月 三菱商事株式会社 入社 1991年 6月 ハーバード大学経営大学院 修了 1995年 6月 ソデックスコーポレーション(現株式会社LEOC)代表取締役社長 2002年 5月 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO 2014年 5月 同社 取締役会長 2014年10月 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任)	なし

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹谷祐哉、増山雅美及び新浪剛史の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 竹谷祐哉氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。増山雅美氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 竹谷祐哉氏を社外取締役候補者とした理由は、IT事業会社における代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、当社の事業戦略に必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
5. 増山雅美氏を社外取締役候補者とした理由は、上場会社の管理部門における幅広い経験、及び監査役としての経験を有しているためです。その豊富な経験、知見により、当社の管理体制強化及びコーポレートガバナンス向上に必要な助言をいただくことで、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
6. 新浪剛史氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に渡り、複数の大企業の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その豊富な経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
7. 当社は竹谷祐哉氏及び増山雅美氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、新浪剛史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社員の状況 (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の3名の監査役（うち社外監査役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>再任 独立</p> <p>むかいひろし 向井博 (1952年9月1日生)</p>	<p>1975年4月 株式会社日本リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>2002年4月 株式会社角川書店 （現 株式会社KADOKAWA）入社</p> <p>2002年6月 同社 取締役</p> <p>2005年11月 株式会社角川ジェイコム・メディア 専務取締役</p> <p>2006年6月 同社 代表取締役社長</p> <p>2010年10月 学校法人芝浦工業大学 入職</p> <p>2012年1月 株式会社サン・ライフ 入社</p> <p>2013年9月 当社 監査役（現任）</p> <p>2019年2月 LeapMind株式会社 社外取締役（現任）</p>	15,000株
2	<p>再任 独立</p> <p>えはらじゅんいち 江原準一 (1965年6月1日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社あさくま 入社</p> <p>1991年3月 谷古宇公認会計士事務所 入所</p> <p>1994年9月 株式会社永井興商 入社</p> <p>1997年3月 株式会社カブキ印刷 入社</p> <p>2006年2月 株式会社サンフィニティー 入社</p> <p>2008年9月 株式会社リブセンス 入社</p> <p>2010年5月 同社 監査役（現任）</p> <p>2013年9月 当社 監査役（現任）</p> <p>2018年3月 スローガン株式会社 社外監査役（現任）</p>	なし
3	<p>再任 独立</p> <p>いけだこうたろう 池田康太郎 (1977年12月28日生)</p>	<p>2001年4月 株式会社ポーラ化粧品本舗（現 株式会社ポーラ）入社</p> <p>2007年12月 弁護士登録</p> <p>2008年1月 法律事務所オーセンス 入所</p> <p>2015年6月 The CFO Consulting株式会社 社外取締役</p> <p>2015年12月 当社 監査役（現任）</p> <p>2017年4月 新日本パートナーズ法律事務所 事務所代表（現任）</p>	なし

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 向井博、江原準一及び池田康太郎の3氏は社外監査役候補者であります。
 3. 向井博、江原準一及び池田康太郎の3氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 向井博氏を社外監査役候補者とした理由は、事業経営者としての豊富な経験を有しており、その豊富な経験に基づき主として業務監査において社外監査役の職務を適切に遂行出来るものと判断したためであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年3ヶ月となります。
5. 江原準一氏を社外監査役候補者とした理由は、会計事務所での勤務及び長年に渡り経理・財務業務に携わってきた経験より、会計及び財務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断したためであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年3ヶ月となります。
6. 池田康太郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断したためであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
7. 当社は向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第41条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員 の 状況（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであり、相当であると判断しております。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2019年12月20日開催の第8期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役は9名（うち、社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は9名（うち、社外取締役3名）となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、1,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した新株予

約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものとする。)を上回らないことを条件とする。

割当日から割当日後1年を経過する日まで 3分の1

割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで 3分の2

割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで 3分の3

③ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上



定時株主総会の模様をウェブサイトにてライブ中継いたします。

ウェブサイトの「株主総会」ページよりご覧ください。

https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/

ライブ中継のご案内

公開日時 2021年12月22日（水曜日）午前9時30分から

※会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

- ご注意事項**
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ・当社ウェブサイトやライブ中継、映像をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
 - ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでご視聴いただく方は、Wi-Fi環境でのご利用を推奨いたします。
 - ・ご視聴には、事前登録が必要です。上掲のURLにアクセスいただき、記載内容にしたがい事前登録及びご準備をお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

エビスバルビル [EVENT SPACE EBiS303]

『カンファレンススペースB、C』5階

0120-303-557（代表）

交通のご案内

○JR恵比寿駅東口から

徒歩約3分

○地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から

徒歩約4分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

